

都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため

特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雜則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② (略)

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させなければならない。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不當に營利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

できる。
② (略)

第三十四条の六 相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の八 (略)

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行えることができる。② 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに當たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項

第六節 雜則

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業を行うことができる。

② (略)

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業を行いう者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業を行いう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不當に營利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

を都道府県知事に届け出で、一時預かり事業を行うことができる。

(2) 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(3) 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十一 「時預かり事業を行う者は、その事業を実施するためには必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十二 「時預かり事業を行う者は、その事業を廃止するためには必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類の他の物件を検査させることができる。

第三十四条の十四 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十五 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

第三十四条の十六 都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、「」の法律若しくは「」の規則若しくは「」に基づく命令若しくは「」に基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不當に當利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の待遇につき不適な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 (略)

第三十四条の九 (略)

第三十四条の十 (略)

第三十四条の十一 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一～三 (略)

第四条 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被指囲児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関する著しく不適当な行為をした者

② (略)

第三十四条の十六 (略)

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他がんの相談のうえ、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする目的とする施設とする。

(削除)
② (略)
③ (略)

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行ふ者、里親及び児童福祉施設(指定的陳告児施設等を除く。)の設置者は、児童

妊娠婦その他これら事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条 (略)

第三十四条の十一 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一～三 (略)

第四条 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を行つた者その他児童の福祉に関する著しく不適当な行為をした者

② (略)

第三十四条の十 (略)

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする目的とする施設とする。

② 児童家庭支援センターは、厚生労働省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。
③ (略)

② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の「[第八]

項に規定する厚生労働省令で定める者は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行なう者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

③ これができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

ことができる。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関する必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・七の二 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第九号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十四条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第九号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十五条 (略)

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十七条 (略)

第五十八条 第五十号、第六号、第六号の三、第七号及び第七号の二に規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十九条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に

行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に

入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

ことができる。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・七の二 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・七の二 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第七号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十四条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第七号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

- 24 -

（傍線部分は改正部分）

第六条の二（略）

改 正 案

第六条の二（略）

現 行

②～③ この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第六条の三（略）

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

第八条（略）

第八条（略）

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

⑤～⑦（略）

⑤～⑦（略）

第一十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるとときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という）の申込みを勧奨しなければならない。

⑤（略）

第二十二条（略）

(略)

(③) 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

(②) 市町村長は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

(①) 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(③) 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(②) 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(③) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、その事業を実施するため必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(④) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑤) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑥) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑦) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑧) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑨) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑩) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑪) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑫) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑬) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑭) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑮) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑯) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑰) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑱) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑲) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(⑳) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(㉑) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(㉒) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(㉓) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(㉔) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(略)

(③) 市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

(②) 市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

(①) 市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第三十四条の十八～第三十四条の二十 (略)

第三十四条の十四～第三十四条の十六 (略)

(㉕) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(㉖) 市町村は、家庭的保育事業を行なう市町村は、厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の「基本理念」（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのつとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第七条 （略）

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 （略）

四 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項

名号に掲げる事項を定めるに当たりて参考すべき標準

四 （略）

三・五 （略）

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

四 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

五 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示するよう努めなければならない。

四・五 （略）

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

六 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

五・六 （略）

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 （略）

二 （略）

三 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

四・五 （略）

六 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示するよう努めなければならない。

七 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

現 行

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の「基本理念」（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのつとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第七条 （略）

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 （略）

四 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項

名号に掲げる事項を定めるに当たりて参考すべき標準

四 （略）

三・五 （略）

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

五 前項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

六 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（市町村行動計画）

第八条 （略）

二・三 （略）

七 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示するよう努めなければならない。

四・五 （略）

八 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示するよう努めなければならない。

九 （略）

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 （略）

二 （略）

三 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公示するよう努めなければならない。

四・五 （略）

六 前項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。